

指定給水装置工事事業者 指定申請について（新規・更新登録）

〔提出書類一覧〕

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1号）両面（表・裏）

〔添付書類〕

- (1) 「定款の写し」（法人の場合）
- (2) 「登記簿の履歴事項全部証明書の写し」（法人の場合）
- (3) 「代表者の住民票」（個人の場合）

2. 「機械・器具調書」（様式第1号別表）

※水道法第25条3・水道法施工規則第20条「厚生労働省令で定める機械器具」を記載して、『写真を添付』してください。

3. 「誓約書」（様式第2号）

4. 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3号）

〔添付書類〕

- (1) 「給水装置工事主任技術者免状の写し」〈厚生労働大臣交付〉又は「給水装置工事主任技術者証の写し」〈(財)給水工事技術振興財団発行の顔写真入りカード式の物〉

5. 「その他添付書類」

- (1) 「店舗の位置図」 ※遠隔及び近隣の住宅地図等
- (2) 「店舗及び事務所の写真添付」

6. 「指定給水装置工事事業者の更新期間について」

伊豆の国市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	：令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	：令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	：令和6年9月29日までの5年間
令和元年10月1日～	：許可の日から5年間

指定の更新を受ける場合

指定の有効期間が経過する前に更新の手続きを行っていただく必要があります。
対象の事業者には事前に更新手続きの通知を送付いたします。